

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めるものとする。

(第一条の七第一項及び第四条の四第一項関係)

二 国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示について定めるものとする。

(第二条関係)

三 国土交通大臣は、道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の災害復旧等を行う場合において、占用許可等に係る警察署長への協議及び災害対策基本法第七十六条の六に基づく災害時における車両の移動の措置等を道路管理者に代わって自ら行うことができるものとする。

(第四条第一項、第四条の四第一項第五号及び第五条の二第一項第三号関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路整備特別措置法施行令の一部改正

一 国土交通大臣が地方道路公社に代わって地方道路公社が管理する道路の災害復旧等を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めるものとする。

(第十一条の二及び第十一条の三関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 関係政令の一部改正

高速自動車国道法施行令及び日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令について所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。